

2022年5月7日

柏島ビーチ 潜水禁止の件について

ご存じの方もいるかもしれませんが、5月4日、柏島漁協から柏島ダイビング部会に、柏島の「庄屋の浜から赤灯台にかけて」のエリアにおいてビーチエントリーを禁止する」という通達があったとのこと。 「庄屋の浜」とは私たちが「柏島ビーチ」と呼んでいるいつもエントリーしているビーチのことですので、この通達によると、これまで潜っていたエリアはセルフダイビング、ダイビングサービスのガイドダイビングを含めて、全面的にダイビング禁止ということになります。

私たちが実際に対面した経緯としては、これに先立って、5月2日に柏島ビーチで潜っていた友人(ONSさん)のところに、柏島の「地区長」ヒロセ氏という人がここは潜水禁止だから潜らないように、と通告に来たそうです。ヒロセ氏は詳細は漁協と話すようにということでしたので、ONSさんはONDさんとともに柏島漁協に行って話をし、その場では折り合いがついたような対応だったのですが、翌日5月3日にはヒロセ氏がダイビング三浦を訪れて、柏島ビーチの潜水禁止についてダイバーに周知するよう通告をしていきました。それを聞き昨日の話とは異なるため、漁協とヒロセ氏の間で行き違いがあるのでないかとも思われたため、私からヒロセ氏に電話を入れきちんとした説明を求めましたが、ヒロセ氏は自分は海のことはわからないので詳しい話は漁協としてくれ、との一点張りでお話になりませんでした。漁協との交渉も考えましたが、私たちのような外部の人間が話をこじらせるよりも柏島のダイビング部会と漁協が話を決めて決めることだと思い、アクアスに経緯を告げて静観していたところ、上記のような通達が漁協より各ダイビング業者に入ったようです。

ヒロセ氏と話した中では、ビーチからのダイビングを禁止とする理由は、あの海域は航路であり潜水して沖合で浮上されると危険だ、実際に危ない思いをした者がたくさんいる、セルフダイバーは物を獲っている、などをあげられており、沖合では浮上せず浅瀬で浮上するなどのこちらの安全管理体制を理解していない、ありもしない実例を挙げている（この海域でダイバーがボートにひかれそうになったという事例は聞いたことがない）、密漁者だという言いがかりをつけられている、等、そのままでは全く納得のできない理由が列挙されているものでした。

こうした漁業協同組合の出す通達が、一般市民に対して効力があるのか、根拠法令や法的拘束力があるのかといった点でもはなはだ不明瞭な話であり、通達を文書で入手して高知県庁の担当部署等に問い



合わせをかける等の対抗措置も考えましたが、上記のように地元のことは地元のダイビング業者と漁業者との話し合いで解決していただくのが最も望ましい方法であると考えていました。

しかし、柏島のダイビングサービスの反応を散見するところでは、ビーチでのダイビング (=セルフダイビング) が禁止になることについてはむしろ歓迎するように見える SNS の書き込みや、今回の件はセルフダイバーがダイビングの際に潜水旗 (国際 A 旗 : 船舶が潜水中であることを表すために掲揚する旗 : ビーチダイバーには関係ない) を掲揚していないために起こったことが原因であり自業自得であると揶揄するような記載 (知識不足と誤認がはなはだしい) もあり、総じて、ダイビングサービスからのセルフダイバーへの助力的行動は期待できないものとも考えています。

現状はこのような状態であり、いずれにしても、漁協・ダイビングサービスともに地元の人々との軋轢を抱えた状態でセルフダイビングを強行することは妥当ではないと考えますので、たいへん不本意ではありますが、当面は漁協の通達を容認し、ISSY MARINE としては、柏島ビーチでのダイビングは自粛することとします。本当に不本意で残念なことではありますが、ご理解のほどお願いいたします。

ヒロセ氏のいうところでは、今回の通達は柏島の海でのダイビングを禁止する趣旨ではなく、航路の安全を確保し事故を防ぐことが目的であるので、後浜に直接出られる「護念寺前」からのエントリーによるダイビングは問題ない、とのことですので、セルフダイビングをするポイントは一応は確保されています。

本日試しに行ってきましたが、車を停めるのには大きな問題はなく、海岸まで下りる動線も確保されており、セルフビーチダイビングにそれほど労力のいるポイントではないです。ただし海岸線は大きめのゴロタ石ですので、特に多少でも波がある場合にはエントリー/エキジットにはテクニックが必要です。詳しくは拙 Blog をご参考にご覧ください。

以上、取り急ぎご連絡いたします。よろしく申し上げます。